

2007年
9月1日
No.27

さざなみ

〒520-0043
大津市中央1丁目5-25
小堀マンション2030号室
さざなみネット
(金融労連・全国金融一般労働組合滋賀支部)
TEL・FAX 077-522-7868

定期全国大会を開催します ご出席ください

第2回定期全国大会の開催について

標記について、下記のとおり開催しますので
ご出席ください。

記
日時 9月25日(火)
午後1時30分より
場所 明日都浜大津・4階
大津市ふれあいプラザ 会議室
大津市浜大津4丁目1番1号
Tel 077-527-8351



議題

- 第1号議案 2007年度
運動方針(案)について
- 第2号議案 2007年度
予算(案)について
- 第3号議案 役員について
- 第4号議案 金融労連
 - ・金融労連近畿地協
 - ・地銀連各大会代議員
 地銀連中央委員について
- 第5号議案 金融労連個人加盟労組の合同に向けた
スケジュールについて
- 第6号議案 その他



パート法「改正」 1200万人中わずか1%のみ適用 すべてのパートの「差別禁止」を!

パート法が「改正」されました。この法改正で差別禁止の対象となるパート
タイマーは、1200万人のパートタイマーのうち、わずか1%程度といわれ
ています。どんな働き方をしているパートタイマーに適用されるのでしょうか。

「差別的扱い禁止」の3条件(法案要綱)

- ハードル① 業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度から見てその職務
の内容が当該事業所における通常の労働者と同一
- ハードル② 期間の定めのない労働契約(反復更新含む)
- ハードル③ 慣行その他の事情から見て退職までに同様の態様、頻度の
職務の変更が見込まれる短時間労働者

以上の3つの条件をクリアした場合に「差別的扱い」が禁止されます。これ
ではほとんどのパートタイマーは対象外となります。

今やパートタイマーは職場で基幹的役割を担っています。労働にみあう適正
な賃金が保障されるべきです。均等待遇の原則をうちたて、すべてのパート
の「差別禁止」が求められています。



岩波美智子さん 画

職場の声

支店長やりたい放題
「○○ちゃん」と呼び
ミーティングに煙草

支店長はやりたい放題、したい放
題です。

・若い女性行員には、営業室でも
「○○ちゃん」とちゃん付けで呼
んでいます。

・ミーティングなどでも当然とばか
り煙草を吸います。

・昼食になかなかいけません。特に
得意先や融資係の人はひどいです。
食べていない弁当箱や、少ししか
食べていない弁当箱が多く残って
いますが、何の指示もありません。

税金や社会保険料
確認したいが
給与明細もパソコンから

給与は銀行振込で、給与明細も自
分でパソコンから出さないと、わか
りません。税金
や社会保険料な
ど確認したいの
ですが、銀行に
行くとなかなか
出してもらえな
せん。

